

平成 25 年 6 月 21 日

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 3 号焼却炉増設工事に係る損害賠償請求事件 の判決確定について

当組合は、平成 22 年 12 月 27 日、J F E エンジニアリング株式会社（旧日本鋼管株）
に対し、金 4 億 7, 587 万 300 円と遅延損害金などの支払を求めた損害賠償請求訴訟を
東京高等裁判所に提起し、これまで約 2 年 6 ヶ月の間、係争しておりましたが、平成 25 年
5 月 31 日東京高等裁判所において判決の言い渡しがありました。

判決は、当組合が求めた独占禁止法に基づく違反行為と損害の発生を認め、J F E エンジ
ニアリング株式会社は、当組合に対し金 9, 682 万円とこれに対する年 5 分の遅延損害金
及び訴訟費用の一部の支払を命じるものでした。

当組合の主張する談合行為と損害の発生は認められたものの、損害金の認容額は請求額を
下回る結果となりましたが、今後の対応について、弁護士を交え、正副管理者会議を開催し判
決内容の検討を行い、更には組合議会議員全員協議会を開催し各議員の意見を伺い、当組合
は、最高裁判所への上告は行わないことを決定いたしました。

また、J F E エンジニアリング株式会社におきましても、東京高等裁判所において上告が
行われなかったことを確認できたため、平成 25 年 6 月 17 日の経過をもって判決が確定い
たしました。

記

【判決の概要】

1. 事件名 平成 22 年（ワ）第 15 号 損害賠償請求事件
2. 当事者 原告：印西地区環境整備事業組合
被告：J F E エンジニアリング株式会社
3. 裁判所 東京高等裁判所第 3 特別部（第 14 民事部）
4. 判決言渡日 平成 25 年 5 月 31 日
5. 判決主文

- (1) 被告は、原告に対し、金 9682 万円及びこれに対する平成 11 年 6 月 1 日か
ら支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを 5 分し、その 4 を原告の負担とし、その余は被告の負担と
する。
- (4) この判決は、1 項に限り、仮に執行することができる。